

令和4年2月24日

令和4年度前期以降の技能検定受検手数料 減免措置基準の変更予定について

平成29年度後期から2・3級の実技試験を受検される「35歳未満の方」を対象に実施されてきた受検手数料の減額措置につきましては、国の予算の関係により令和4年度より「25歳未満の在職中の方(雇用保険被保険者)」へと改定が予定されております。

※減額措置は定期試験のみ対象です（技能実習生の試験は対象となりません）

○内容

具体的な改定内容については、茨城県手数料徴収条例の改正以降のお知らせとなります。

○お知らせ時期

例年では3月初旬に受検案内を作成し受検手数料の案内をしておりますが、改正時期によっては受検手数料が反映されない可能性があります。その場合はホームページに受検手数料を掲載する予定です。

令和4年度前期の受検をご検討されている皆様には大変ご迷惑をお掛けします。ご理解いただきますようお願い申し上げます。